

## 第5次玉村町総合計画基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

■意見の募集期間：平成22年7月27日（火）～8月20日（金）

■提出があった意見数：6人 25件

番号	提出頂いた意見の概要	町の考え方
1	<p><b>農業体験学習の開催について</b></p> <p>団塊の世代の女性ですが、農業高校だった頃の玉村高校に戻って農業体験できる体制を整えてほしいと思います。高校生と農業やってみたい消費者が何か工夫して玉村の特産品が生み出せればよいと考えています。</p>	<p>小学生～高校生等、各世代の若者が、農業について興味を持って、接していただけることは、町の農業振興を理解していただくためにも、重要だと考えております。</p> <p>また、農業を通して世代間の交流が広がることも、農業がある世代にとって一時的に重要なものではなく、食べ物を食べるすべての世代において、共通のものとして重要な産業分野であることの裏付けとなり、大変ありがたく思います。</p> <p>さて、町では、農業体験学習が無理なく実施できる仕組みとして、農業の交流拠点づくりを進めております。その拠点において、最近注目されている「教育ファーム」に似たような機能を検討しており、いただいたご意見も参考とさせていただき、計画の推進を行いたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>

2-1	<p><b>市街化調整区域内の未利用の農地について</b></p> <p>市街化調整区域のスプロール化の防止は重要なことであるが、一方ではスプロール化の進行によって既存の住宅地の間に取り残された未利用の調整区域内の農地も市街地周辺に散見されます。優良農地の保全是大事なことではあるが、単にこのまま農地として規制しておくよりも実態を十分に調査したうえで農地転用が容易に図れることとし、周辺の土地利用に統一感が保てるような良好な環境作りのための政策が必要だと考えます。</p>	<p>市街化調整区域内では都市化を助長する開発が法律で制限されているため、慎重な施策対応が必要となります。しかし、ご意見で述べられていることについては、「2 魅力ある市街地の形成」の「2 農地と調和した集落の形成」内で記述してある『・・・秩序ある良好な空間形成を図ります。』で包含しておりますので、地区計画制度等の活用や場合によっては市街化区域編入を通じて市街化調整区域内の土地利用について有効活用を図っていきたいと考えております。</p>
2-2	<p><b>狭あい道路の整備に関連して</b></p> <p>住宅新築（建て替え）に際し、敷地の道路後退を余儀なくされる場合があります。当町にはその部分を町で買い取る等の制度が無いようなので、適正な評価のうえ買取の制度を創設したらどうか。（町道に接する土地の場合）</p>	<p>頂きましたご意見につきまして、今後、検討して参りたいと考えています。</p>
3	<p><b>定住促進について</b></p> <p>町の人口が現在のまま推移した場合、28年後の平成50年になると町の平均年齢が55.9歳になり玉村町も祖父、祖母ばかりになり税収は減収になり医療が最大に伸び、町の経営が出来なくなる。若人を町内に定住促進（住宅団地）し、税収を伸ばすことが望ましい。今は354号（五料地区）は朝夕ラッシュであるが、北関東道、広幹道などが開通すると、解消されます。</p> <p>地力のある土地は食糧を増産し早く自給率50%に上げてほしい。悪い地力のない土地を住宅団地に促進してほしい。</p> <p>今年7月の地域の関係者による会議で、今の町は西高東低であ</p>	<p>ご意見を踏まえながら、定住促進及び農業振興となるよう各種施策を進めていきたいと考えております。</p>

	<p>るから芝根地区に何か欲しいという話も出ました。場所的には五料、飯倉地区の 354 号の南側適地であると思われます。宜しくお願ひします。</p>	
4-1	<p><b>I - 2 魅力ある市街地の形成</b>  <b>V - 1 河川・水辺環境の保全 について</b></p> <p>町のイメージアップを内外にアピールする一つの方策として提案します。</p> <p>市街地を流れる滝川の有効活用です。先般、桜を植える計画が途中で頓挫したことは承知しておりますが、改めて用意周到に計画を進めることで実現を模索していただきたい、新しい提案です。</p> <p>桜ではなく町の木「きんもくせい」の並木を作ります。滝川沿いの延長距離は有名な河津桜を凌ぐ長さです。しかも市街地の中心に位置します。桜に比べて、丈夫で管理し易い、成長もはやい、そして最大の魅力は香りの良さです。町の木という事で既にいろんなところに植えられています。春、きんもくせいの香りが町全体を覆う、そのことを想像するだけで胸が高鳴ります。滝川沿いの利用については水利権等をはじめ、解決しなければいけない課題が沢山あると思いますが、関係者が時間をかけて順を追って、利害を超えて、粘り強く協議を重ねればきっといい知恵が生まれ、実現可能かと思えます。更に同じような魅力を持つ木「ろうばい」との競演も面白いかもしれません。勿論、周辺住民をはじめとする、町民全体の協働による河川沿いの美化意識が一番大切なことではありますが、「観光の目玉」に充分なり得る&lt;滝川沿い&gt;だとおもいます。</p>	<p>ご意見を参考に、河川・水辺環境の保全の一つとして、施策の内容の「2. 水辺環境の保全と美化」に、滝川沿いの緑化の記述を追記いたします。</p> <p>なお、緑化の具体的な方法や内容等については、今後、検討して参りたいと考えております。</p>

4-2	<p><b>Ⅱ－１ 時代をリードする農業の振興について</b></p> <p>近年、食の安全意識の高まりを発端として、農業者以外の人の野菜作りへの関心が非常に高まっています。特に、団塊世代といわれる年代の多くが何らかの形で興味を抱いています。</p> <p>そこで、体験農園（滞在型クラインガルテン）を町の協働推進事業として提案します。遊休田畑の有効活用、農業後継者の育成、農業経営の安定等にも効果が期待できます。</p> <p>週末の集客は勿論、町が気に入って永住するチャンスもあるかもしれません。全国各地に実施例はありますが、なんとといっても首都圏に近く、スマートインターの開設によって、先進地との競合に絶対負けなと思います。</p> <p>更に、わが町の団塊世代の野菜作りに関心を持つ多くの人も積極的に関与するものと思います。リタイア後、野菜作りの面白さにすっかり嵌ったものとして自信を持って言えます。広い意味で「町の活性化」に繋がる＜滞在型クラインガルテン＞をぜひご検討ください。</p>	<p>町の考え方、方向性としては、ご意見のとおりだと考えております。農地の有効活用、農業後継者の確保、農業経営体の育成など、今後の主要な課題を、今回の総合計画に反映していきたいと考えております。</p> <p>ご提案いただきました体験農園の件では、有効に機能し「町の活性化」に繋がっている他町村の事例も承知しております。それらを十分参考にした上で、玉村町に一番合った方法を模索し、具体的な体験農園の形（例えば、市民農園の拡充や農作業体験型農園など）を検討して参ります。</p>
4-3	<p><b>Ⅳ－６ 文化財・地域資源の保護・活用について</b></p> <p>例年、夏に行われている「ふるさとまつり」の在り方について提案します。354号を交通規制して、町としても広報等を通じて相当な手間と費用をかけて実施しておりますが、その賑わい、盛り上がりはいまひとつという感じです。お祭り大好き人間としては残念です。ほとんどの町民は、上新田・下新田地区（それも354号沿線）の祭りであるとの認識を持っていることが主な要因になっていると思います。ふるさとみこし、こどもみこし、ふ</p>	<p>「ふるさとまつり」につきましては、県内外からも集客を十分見込める、玉村町のおまつりとして検討して参ります。</p> <p>また、「たまむら花火大会」をご覧頂き、ありがとうございます。花火大会につきましても、年々人気が高まり、来場者がさらに増えることが予想されることから、町の経済の活性化につながるよう、さまざまな手法を検討していきます。</p>

れあいパレード、民謡パレード等はそれぞれ集客の魅力になってはおりますが、やっぱり身内の関係者中心で、町全体の関心を惹き付けていないようです。

そこで提案です。町内各地域のお祭り行事を集結したらどうでしょう。町には春鞆祭（樋越・藤川の一部）、水神祭（五料）という国指定の重要無形民俗文化財や国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財をはじめとして、すみつけ祭（上福島）、角淵祇園祭、横樽音頭（南玉）等の町指定の重要無形民俗文化財があります。それぞれが私達が誇ることでできるものであろうかと思いますが、そこでもまた、年々、盛り上がりムードの衰退が徐々に進んでいるというのが実態です。勿論各地域の現在のお祭りを止めるという事ではありません。そして全く同じ規模で「ふるさとまつり」に繰り出すことも不可能であろうとも思います。とうぜんミニ化した形になるかとは思いますが、祭り当日の舞台に参加する当事者の増加は間違いなく、町民全体の参加意識の高揚に繋がると思います。結果として「郷土芸能・伝統技術の保存・伝承」更に「後継者育成」を図る機会にもなりうると思います。

もうひとつは「花火大会」との共催です。現在、町で最大の集客力を誇る行事となんらかの連携が取れないものかと思いますが、交通規制の問題等、難しい課題がいっぱいあるのだとは思いますが、どんな障害があっても挑戦する価値があると思います。実は今夏、「玉村花火」と、横浜の3大花火の一つである「開港記念花火」を連続して観る機会を得ました。圧倒的に質量ともに「玉村花火」が勝っていました。同行した全員が共通の意見でした。

	<p>二つの行事を共催することでの相乗効果は計り知れないほど大きいと確信します。非常に困難な課題が山積しているであろうことを重々承知の上で、提案させていただきます。</p>	
5-1	<p><b>P. 06【東毛広域幹線道路】</b></p> <p>基本計画案が発表されていますが、側道を通じた流入流出方式は一見合理的に見えますが、地元運転者側の視点から考えると、どこで流出するかとまどいがあり、また流入もスムーズに行かないケース(特に渋滞した場合、非常に流入しにくい)が多くあります。斜め後方を確認しなければならない流入は、高齢者運転者には厳しいものがあります。絶対的にわかりやすく、合理的な、信号併用の直交交差点方式を採用しなかった理由がわかりません。</p> <p>流入・流出方式は「通過」を前提とする交通の場合、「通過車両」には有効な手段ですが、町内の交通を考えた場合、利点がないことが多いのです。文化センター北の高架道路が町を南北に2分したときの反省点はなんだったでしょう。「道路において町を分断しない」という考えが根本にあったはずです。</p>	<p>玉村町広報8月号でお知らせいたしました、側道を通じた流入流出方式は、主に東毛広域幹線道路沿線利用者が交差点と交差点の間にある側道を利用した場合のもので、一般的な東毛広域幹線道路への進入や横断は信号処理された交差点で行うことになります。</p> <p>玉村町としては、東毛広域幹線道路を横断する必要がある箇所には、信号機を設置していただくよう、県や警察などの関係機関に要望していきたいと考えています。</p>
5-2	<p><b>P. 06【烏川沿いのサイクリングロード】</b></p> <p>烏川沿いのサイクリングロードは、高崎市側を井野川沿いに南下してくると、途中で西にルートを変えられます。非常に車の通行量の多い国道を走らされ、大きく柳瀬橋まで迂回した上で、烏川右岸(藤岡市側)を通り、岩倉橋で玉村町側に戻ってきますが、基本路線を変更して、井野川を烏川の合流点まで延伸し、そこから烏川左岸を河川堤防や河原上の道路で岩倉橋まで引くルートを考えることはできないのでしょうか。県道を走らされる道路を、</p>	<p>自転車や歩行者が安全に安心して通行できる道路づくりを進めていくため、玉村町内の道路は元より玉村町にアクセスする道路も整備されていくよう、今後とも群馬県等の関係機関との連携や要望を積極的に行っていくと考えております。</p>

	<p>サイクリストに優しいサイクリングロードと言えるのでしょうか？</p> <p>ついでですが、岩倉橋の歩行者自転車通路の玉村町側は、路面が凸凹で、自転車にとって極めて走りにくい道路になっています（歩行者やジョガーも結構躓いています）。県道につき町に苦情を言ってもしかたありませんが、車道を通る車の重量、そこから発生する横圧をきちんと考慮して設計施工しろ、と仰いたくなります。</p> <p>岩倉橋から北、旧ヤマダ家具のところまでの歩道も、自転車には極めて危険な箇所です。歩道が狭いところにきて、車道も狭く、大型車が歩行者自転車近くを通ります。ここに対向の自転車が来ると、すれ違いにも苦勞するわけで、「自転車にやさしくない道路」となっています。通学時間帯のこの道路を、一度目視で確認して欲しい。</p>	
5-3	<p><b>P. 08【乗合タクシー「たまりん」】</b></p> <p>今のやり方では利用者なんて絶対に増えない。</p> <p>成果指標として「オンデマンド化(要求応答型随時運行形式)」を盛り込まないのはなぜか？利用したいときに利用できる公共交通機関でなければ、マイカーには太刀打ちできないのが群馬県の交通事情の基本だと思います。</p> <p>隣市直行便は、町の立地(鉄道路線のない内陸孤立地)を考えれば需要はあるはず。町単独で運行できなければ、高崎市が運行している「ぐるりん」の新町線(高崎－新町直行便)を、群馬の森からR354－町役場前－藤岡大胡線－八幡原－烏川大橋－旧17</p>	<p>現在、「たまりん」の見直しに向け準備を進めており、その中でもオンデマンド化の話も出ています。ただ、オンデマンド方式にもいくつかのタイプがあり、それぞれメリット・デメリットもあります。路線バス方式と比べたときにも、経費の面でどれだけ節約できるのか未知数の面もあり、また、タクシーなどの既存の交通事業者の理解が得られるのかという問題もありますので、今後も調査研究を継続していきたいと考えています。</p> <p>次に高崎市の「ぐるりん」の新町線(高崎駅－新町駅)を、玉村町経由にするよう協議してはとのご意見ですが、高崎市の「ぐるりん」が平成22年8月22日にダイヤ改正を行い、当路線は昭和病院－新町駅に改正さ</p>

	<p>号經由新町駅、というルートに迂回運行できないか、協議すべきかと思ひます。</p> <p>あと、現在永井バスが運行している玉村ー新町駅のバス路線を、シャトル化することも盛り込むべきと思ひます。1時間に1本ではなく、少なくとも30分に1本。できれば20分に1本。ワンコインバスなら、女子大に通う学生や、高崎へ行く高齢者の需要はそこそこあると思ひます。わずか4kmほどの路線で280円という運賃の高さも、利用しにくい点です。</p>	<p>れました。コースは昭和病院から群馬の森を經由し、ららん藤岡など藤岡市内を通過して新町駅に到着するものとなっています。高崎市民の利便性を考えたコース取りになっているため、玉村町を經由するルートに変更するようお願いすることはかなり厳しいと考えられます。</p> <p>現在、玉村町から新町駅へのアクセスは永井バスが運行しています。県立女子大学を經由しており学生の利用も多くなっています。そのため、県内でも比較的利用者の多い路線として位置づけられています。この路線を更に利用しやすいようにシャトル化やワンコイン化とのことですが、この路線は前橋市と玉村町が連携して運行している路線であり、変更を行うためには前橋市との協議が必要となります。</p> <p>貴重なご意見を公共交通の改善に結びつけていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
5-4	<p><b>P. 12【下水道の整備】</b></p> <p>数値目標値が低すぎます。</p> <p>県央の処理場という設備があるにも関わらず、その設置場所の自治体が、他の自治体よりも下水道普及率が低いというのは、納得できません。処理量枠を優先的に配分しない場合は、処理場の増設を拒否するくらいの強い交渉で臨まないと、町の下水道は普及しません。</p> <p>5年以内に、町内全戸が下水道接続可能なインフラを整備すべきです。少なくとも数戸以上が固まっている集落を形成している地域には、下水道本管を引き込んでください。隔離された1戸まで引けとは言いません。</p>	<p>現在、群馬県全体の下水道普及率が低迷しており、県内すべての市町村で下水道普及に意欲的に取り組んでおります。当町は全域が下水道区域となっておりますので、コストと時間を要していますが、1年でも早い全区域での下水道普及を図ってまいります。</p>



5-5	<p><b>P. 25【消費者セミナーの開催】</b></p> <p>消費者の啓蒙活動としての、定期的なセミナー開催には賛成します。が、数値目標がない。消費生活センターは作った方がいいが、そのセンターの活動を住民に還元する場を持たなきゃ、作った意味が半減します。電話相談だけなら、県央のセンターで対応できるわけですから、地元でセンターを作ったメリットを出していただきたい。</p> <p>毎週土曜にでも、文化センターの小ホールで、事例発表会を開催する、等の活動目標を掲げていただきたい。</p>	<p>定期的なセミナーについては、事例紹介も含めて実施していきます。</p> <p>事例紹介等の活動目標についてですが、成果指標として「消費者育成講座（年間開催数）」を記載しており、育成講座においても事例紹介を行っていくことで考えております。</p> <p>消費生活センターが地元でできたことにより、電話だけでなく、直接相談することができますので、住民の方から相談があったなかで、迅速かつ細やかな対応を図っていきたくと考えております。また、セミナーの中でも、身近で起こっている事例紹介などができますので、効果的な消費者の保護・育成につながっていくものと考えています。</p>
5-6	<p><b>P. 54【図書館】</b></p> <p>特に不満はありませんが、予約システムの利便性向上改定を希望します。</p> <p>予約をしたときに、予約順位は表示されますが、「受け取り可」の表示が出ないため、順位1位で並んでいる状態なのか、受け取れる状態になっているのかがわかりません。「受け取り可」の表示を出すよう、改定依頼を出しましたが、実現されていません。（参考までに高崎市立図書館は「受け取り可」が表示されます）</p> <p>また、予約したが、取り消したい場合、取消操作ができません。高崎市立図書館は利用者側から予約取消の操作ができます。</p> <p>また、予約票を書く紙予約からの連絡が電話限定というのも、電子メール連絡可に変更願いたい。これも高崎市立図書館では実現されています。</p>	<p>予約システムの向上改定の希望ですが、システム委託会社との話し合いでは、来年秋ごろには、改善できるとの回答を得ております。また、貸出冊数の増加については、今年秋に計画しております。</p> <p>前橋市図書館での町民の利用については、以前より要望しておりますが前橋市が受け入れをしておりません。なお、伊勢崎市図書館での玉村町民の利用は可能になっております。いただきましたご意見をふまえながら、今後取り組みを進めてまいります。</p>

	<p>予約枠も5冊しかないため、使いにくいですし。(高崎市立図書館は10冊です。予約取消が自由にできるため、常に枠いっぱい予約を入れていて、受け取ればすぐに読んで、すぐに次の予約を入れておきます)</p> <p>高崎市立図書館ではできることが、玉村町立図書館ではできない、という点で不満を持っています。そのためか、今年になってからは、高崎市立図書館を利用することが多くなってきています。年間200冊は読み込んでいますが、今は半分以上が高崎図書館の利用です。町民が町の図書館を利用しないで、町外の図書館を利用しているなんて、変な話だと思います。1人あたりの年間貸し出し冊数が伸び悩みます。</p> <p>近隣自治体との相互利用も、互惠の関係を結ぶよう、図書館が交渉すべきです。玉村図書館は前橋市民・伊勢崎市民にも利用を開放していますが、前橋図書館も伊勢崎図書館も、玉村町民には貸し出し利用を開放しておりません。前橋市立図書館の膨大な資料を利用したくても、利用できないのです。前橋市立図書館に利用開放を申し入れましたが、「考えていない」とのことでした。</p>	
5-7	<p><b>P. 56【芸術・文化活動の拠点としての文化センター】</b></p> <p>ホールの利用率はお世辞にも高くない。上記の通り毎週文化センターに通っていますが、いつ行っても大ホールは使われていない。せっかくの設備が生かされないまま遊ばされている感じは否めない。立地条件が良いとは言えないところだけに、公演を増やすことはまず見込み薄としか言いようがない。</p> <p>逆に利用されないなら、地域の活動に積極的に開放するという</p>	<p>ホールの利用が少ないとのご指摘ですが、土日の方が集客を見込めるため、平日の需要が少ないことと、駐車場の関係から大小ホールを、催しによっては同時に貸し出しが出来ないため、必然的に減ることによると思います。また、秋口など催しの多い時期は希望が重なり、ご要望にお応えできないこともあります。</p> <p>次にホールの活用についてのご提案ですが、現在すでに町内の文化的活</p>

手段は採れないものか。文化的事業に貢献してくれる団体や、地域住民向けに無料で芸能公演を行ってくれる団体に対しては、利用料を免除するという利用方法は採れないものだろうか。使われないで遊ばせておく施設よりは、無料でもいいから使ってもらったほうがいい。有効に使って貰えるなら。

県内を中心に活動している、子供向けにミュージカルの普及に努めているアマチュア劇団がある。アマチュアミュージカル劇団だが、自らの技能を高めるため日々、手弁当で練習を積み重ねている。芸術の普及という点から、県内でも子供向けにミュージカル公演を無料で行っていて、ぐんまこどもの国や、吉岡町文化センターを使つての無料のミュージカル公演をおこなっている。彼らはアマチュアで、有料の公演施設(劇場)を借りるだけの資金力がない。練習の場ですら事欠いている。こういう劇団を発掘・支援し、練習や発表の場を提供する代わりに、無料で公演をやってもらふ、というのは有効な利用にならないか。住民の精神文化面での芸術鑑賞にもなり、劇団を育てているという文化貢献にもなり、さらに文化センターの利用率向上にも繋がる。定期公演の舞台に施設を提供しているなど、劇団に協力している市町村もある。

玉村南中には、群馬県でも珍しい中学校での演劇部があります(県内で中学演劇部があるのは7校だけ)。中学演劇でも実力校で、県の発表会でも活躍していますが、彼らの町民向けへの発表の場として、文化センター大ホールを使わせてあげるような支援も盛り込めると思います。校内発表なら中学の体育館でもいいでしょうが、体育館と劇場舞台とでは、場が違います。町民向け発表な

動を行っている団体につきましては、一定の要件はありますが、社会教育団体として認定を受ければ使用料を減免(ホールは半額、公民館施設は免除)しております。また、中学校による利用については、既に合唱祭や吹奏楽部のリハーサルの間としてご活用いただいております。ただ、残念ながら、町外の団体・グループ等につきましては、町民の活動を保護するため減免の対象とはしていません。

	らきちんとしたホールのほうがいいでしょう。	
5-8	<p><b>P. 61【スポーツ・レクリエーション施設の充実】</b></p> <p>宇貫の運動場の移転・拡張計画に対する目標記述がない。処理場の拡張に伴い、影響を受けるかと思えます。</p>	<p>下水処施設の拡張については決定していませんので、総合運動公園の移転等の記述は致しませんでした。基幹的なスポーツ施設である運動公園の利用に支障がないよう対処してまいります。</p>
5-9	<p><b>P. 64【河川・水辺環境の保全】</b></p> <p>まず、保全と風致は違うことを明記下さい。</p> <p>烏川の左岸はほぼ風致状態に近く、川沿いで遊ぶにも夏場はヤブ蚊がひどいものがあります。また、樹木も伸び放題で、下草もまったく刈られていません(だからヤブ蚊が発生するわけですが)。この樹木はタネで簡単に増えていくアカシアが多く、アカシアは樹自体がもろいため、風で折れたり倒れたり、また枝のトゲを踏んだり、引っかけたりという危険があります。風致ではなく、計画植樹で、「手を入れた水辺環境」を考えるべきかと思えます。風致ではなく、計画的に手入れした、憩いの場としての整備を求めます。ついでに、河川敷の定期的な下草刈りと樹木伐採も。(国土交通省の範疇かもしれませんが)</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画的な保全に取り組んで参ります。</p>
5-10	<p><b>P. 66【安心して歩行できる細街路歩道延長】</b></p> <p>道路整備とも関係しますが、町内道路で脇に用水路がある道路(田園がありますから、必然的に用水路もあるのですが)では、用水路の暗渠化、もしくは既存用水路の蓋の整備をお願いしたい。蓋があれば用水路の上を歩道として利用できる。歩道幅が広がり、安心して歩ける町になる。用水路がそのままだと、歩く幅は狭く</p>	<p>ご意見を踏まえながら、取り組みを進めて参ります。</p>

	<p>なり、用水路に落ちる心配をしながら歩かなければならない。剥き出しの用水路は、歩行者にはその存在だけで危険ですらある。もちろん、田畑には用水路から水を引かなければならないが、田園に水を入れるのは1年に数回程度。その数回のために、350日が危険というのは合理的な考えではない。道が狭く、拡幅することもままならなければ、広く使う手段を考えよう。</p>	
5-11	<p><b>P. 67【老朽化した遊具や設備の更新】</b></p> <p>公園に遊具が必ずしも必要であろうか？管理しきれない遊具、使われなければ錆びも出るし、劣化から危険にもなる。見るからにみすばらしい遊具は、誰も使おうとしない。遊具は置けばいいというものではない。遊具を置き遊べる公園と、遊具を置かずにベンチだけの休める公園に仕分けし、資源資金の集中と撤収を考えるときだと思う。</p> <p>公園であっても、植栽だけは残してもらいたい。植物・花壇がなければ、憩うこともできない。植栽の管理はボランティアに移譲し(花の好きな団体はどこにでもある、花苗は町が提供する代わりに無償で植え付けや水やりの管理をお願いしたい、たとえば、喜んで協力してくれる)、管理コストを抑える手段も考えられよう。地域の公園は地域の住民パワーで管理することを考えよう。そのコストはいくらも掛からないはずだ。</p>	<p>ご意見を踏まえ、遊具等の更新の際は資金の集中と撤収の検討を行います。なお、公園等の協働による管理については現在も実施しており、今後とも推進して参ります。</p>
5-12	<p><b>P. 68【新エネルギー設置年間件数(太陽光発電)】</b></p> <p>設置にあたり補助金が交付されるが、補助率が高いとは言えない。補助金単価を引き上げること(現在KWあたり3万円を5万円程度まで引き上げる)と、補助額全体を引き上げること(現在は3</p>	<p>太陽光発電システムの設置補助につきましては、平成21年度より開始をし、年々太陽光発電システムは改良が進み、高性能化や低コスト化が進んでおりますので、当面の間は現行の通り進めていきたいと考えておりま</p>

	<p>KWまでしか補助しないが、これを5KW程度まで引き上げる)を盛り込むべき。町は幸いにして戸建て比率が高い。太陽光発電普及のモデル自治体として、名乗りを上げることも考えられよう。</p> <p>再生可能なエネルギー基盤の設置率が高いことは、町として環境問題に積極的に取り組んでいるアピールにもなる。</p> <p>町役場屋上への太陽光発電パネルの設置。役場全体での雨水利用の促進も、環境面から取り組みよう。</p>	<p>す。</p> <p>また、役場屋上に太陽光パネルの設置や雨水利用につきましては、庁舎管理担当課と今後検討をさせていただきたいと考えております。</p>
5-13	<p><b>P. 73【生ゴミ処理機の設置促進】</b></p> <p>玉村町は戸建て比率が高いので、生ゴミ処理機を町として無償貸与することも考えてはいかがでしょうか。家庭菜園、あるいは花壇のある家なら、隅にコンポストを置いてもらい、生ゴミはそこで処理してもらえば、生ゴミの排出量抑制にはなります。</p>	<p>生ゴミ処理機購入補助（電気式・バイオ式・コンポスト）については、平成5年度より開始し現在も継続をしております。今後も現行補助制度を継続していきたいと考えております。</p> <p>平成21年度からは、枝葉粉碎機購入補助を開始しております。</p> <p>今後も継続し、生ゴミ等の排出量の減量を図っていききたいと考えております。</p>
5-14	<p><b>P. 87【地域コミュニティ】</b></p> <p>FMたまむら(JOZZ-3BH-FM)の有効利用。町としての情報発信以外に、コミュニティ同士の相互情報発信の場として、ミニFM局の利用。ラジオは随時情報発信が可能ですので、事件事故の報道や、天変地異発生時に、有効な緊急情報伝達手段になります。(局地的な雷雨や停電情報の流布などにも)</p> <p>このFMたまむら局ですが、受信できない地域があります。関越道西側の地域(八幡原地区、およそ50戸)は、関越道の土盛りと防音壁が電波を遮蔽するため、家庭でのFMたまむらの受信ができません。FM専用のアンテナを、屋根の高さ以上に上げて、</p>	<p>「FMたまむら」の運営につきましては、民間の事業者が行っており、町は一部番組を購入し、行政情報などを放送していただいております。</p> <p>町でも一部の地域が受診できないとのお話は聞いておりますが、設置者が民間の事業者ですので、「FMたまむら」に対策を検討していただけるようお願いをいたしました。</p>

	<p>文化センター送信所に向ければ受信できますが、そこまでして受信している家がありません。FM群馬(JORU)や、NHK-FM前橋放送局(JOTP-FM)はきちんと受信できるのに、FMたまむらだけが受信できない状態。家の居室内で受信できるようにするには、この地域用にリピーター(電波再輻射装置)を設置するしかないのですが、設置検討をお願いできないかと。北関東横断道の土盛りの北側でも同じことが起きていると思いますが、電波障害調査は町としてされていますでしょうか？広域幹線道路の北は電波障害が起きていないと思います。あの地域は強電界地域ですし、局の発信アンテナが高い位置にあるので、問題なく受信できるでしょう。電波遮蔽で、FMコミュニティを利用できない地域がある、ということをご理解下さい。</p>	
6-1	<p>①『国道354号沿いの既存商業地』について</p> <p>「第5次総合計画基本構想素案に対するパブリックコメントの実施結果について」の5にあるように「国道354号沿いの既存商業地(旧玉村宿地区)においては、地域の人々が集うコミュニティ空間の再生を図る」ことを提案しました。これは、人々が集うことができる空間をつくることによって、日光例幣使道があった伝統ある「国道354号沿いの既存商業地(旧玉村宿地区)」を活性化させたいという趣旨で提案したものです。江戸時代、日光例幣使道の宿場町として、近代には周辺地域の中心商業地として栄えたこの地区には近世・近代の歴史資産が点在していて玉村町らしい街並み・景観を構成していることは、基本構想素案に対</p>	<p>ご意見につきましては、「Ⅱ産業経済分野」の施策である「3 魅力あふれる商業の振興(1. 地域商業の活性化)」と「Ⅳ教育・文化分野」の施策である「6 文化財・地域資源の保護・活用(1. 文化財・歴史資産・地域資源を生かしたまちづくり)」の連携を図るなどして、地域の人びとが集うコミュニティ空間として、既存商業地の活性化を図っていきたいと考えております。</p>

するパブリックコメントで述べた通りです。これらを活用して人々が集うことができる空間をつくっていくこと、地域の特性を生かした愛着のわくまちづくりを進めていくことが重要だと考えます。

東毛広域幹線道路が完成すれば、現在の国道354号の交通量は減少し、地域の人々が集まりやすい生活道路に移行していくものと考えられます。また必ずくる高齢化社会、ガソリンをあまり使えないエコ社会・低炭素社会を想像したとき、歩いて、あるいは自転車で買い物ができ・生活ができるようなやさしいまちづくりが必要になってきます。そういう意味で、旧玉村宿らしいまちづくりを進めるチャンスとなるものと考えます。この提案に対して「町の考え方」で「ご意見については」「基本構想の次にあります基本計画の関連施策の中において記載することを検討したいと考えます」とありましたが、検討していただけたでしょうか。第4次総合計画基本構想の将来土地利用構想（3）商業・業務地には「国道354号沿いの既存商業地においては、地域の人々が集うコミュニティー空間として、活性化を図ります」とありました。日光例幣使道からの伝統ある「国道354号沿いの既存商業地（旧玉村宿地区）」を、コミュニティー空間として魅力ある商業地の展開を目指すよう第5次総合計画の中に位置付けてもらいたいと考えます。



6-2	<p><b>②大規模商業施設の立地の促進に関して</b></p> <p>第5次総合計画基本計画素案のⅡ 産業経済分野、「3. 魅力あふれる商業の振興」の「現況と課題」には「東毛広域幹線道路の整備が進む」ことから「大規模商業施設の立地を促進することが必要」とありますが、やや唐突の感があります。本町周辺では前橋南インター近くにベイシアモールが総敷地23万㎡という県下最大の超大規模SCを建築中です。このベイシアモールは玉村町の商業施設に大きな影響を与えるものと思われます。ベイシア西部モール、スマーク伊勢崎、けやきウォークなどの大規模な商業施設も商圈を重複させて既に造られています。本町にはスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターは既にいくつもあり、住民にとっては大規模商業施設がなくてはならないものではありません。</p> <p>農業振興地域の優良な農地を大規模に開発して大規模商業施設の立地を促進することが、本当に多くの町民の幸せにつながるのか、本当に多くの町民が望んでいるのか、町の将来をよく考え、きちんと検証する必要があると思われます。</p>	<p>素案にある「大規模商業施設」は、他地域に既にある、または建築中の大規模商業施設（ショッピングセンター、ショッピングモール）ではなく、玉村町内に不足している買回り品を中心とした商業施設を想定していますので、「大規模商業施設」を改め「商業施設」と致します。</p> <p>商業施設の形成により、町民の利便性を高め、新しい雇用を生み出し、玉村町の振興にもつながりますので、農地との調和を図りながら計画的な立地を促すことは必要と考えております。</p>
6-3	<p><b>③パブリックコメントの公表と住民の知る権利</b></p> <p>第5次総合計画の基本構想素案に対するパブリックコメントの結果は公表されると聞いていましたが、それは概要として編集されたものでした。提案者の思い・提案の趣旨を正確に伝えるには、原則として編集しないで公表すべきと考えます。提案者の文章を編集した場合、提案の趣旨が正確に伝わるとは限りません。これは住民の知る権利による要請でもあります。基本構想素案に対す</p>	<p>基本構想素案に対するパブリックコメント意見について、ご提出を頂きましたご意見のうち、ご意見の趣旨を踏まえたなかで、文章について編集をしたものがありました。総合計画に対するパブリックコメント意見について、提案の趣旨が正確に伝わるよう編集しないで公表して頂きたいとのことにつきましては、ご意見として受け賜わります。</p>

	<p>るパブリックコメントを含め、第5次総合計画に対するパブリックコメントは編集しないで公表することを希望します。</p>	
6-4	<p><b>④総合計画と玉村町自治基本条例</b></p> <p>本町は平成19年に玉村町自治基本条例を施行し、これに基づいてまちづくりを推進しています。自治基本条例は自治体の憲法といわれ、「他の条例、規則その他」の上位規範で、まちづくりの最高規範とされています（玉村町自治基本条例28条）。しかしながら、第5次総合計画の基本構想素案・基本計画素案には、玉村町自治基本条例が本町のまちづくりにおける最高規範であること（自治基本条例28条、20条1項）、住民自治の精神（自治基本条例前文・憲法92条）がまちづくりの基本である、とすることを明確に表現していないように思われます。</p> <p>玉村町自治基本条例は次のように、その目的・理念を簡潔に規定しています。すなわち、「わたしたち住民が住民自治の担い手として」（1条）「住民が主体となったまちづくりを」（3条）「地域、議会及び町とともに」（1条）推進することにより「誇りの持てる住みよいまちを築くことを目的と」（1条）する。そしてそのためには「わたしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識」（前文）することが必要だ、としています。第5次総合計画策定にあたっては、まちづくりの最高規範である玉村町自治基本条例の基本理念・住民自治の精神を再認識し、住民自治の精神がまちづくりの基本理念であることを明確にして策定されなければならないと考えます。基本計画素案Ⅵ協働・行財政分野の「1住民参加のまちづくり」の「現況と課題」の一番最後に「平成19年4月に</p>	<p>平成19年4月に施行した玉村町自治基本条例では、住民自治の精神のもと、住民参加と協働のまちづくりを基本理念としております。第5次総合計画につきましては、この自治基本条例の精神や基本理念等の考え方をふまえてまちづくりを行うための計画として、策定に取り組んでおりますので、ご理解下さいます様お願いします。</p>

	<p>は玉村町自治基本条例を施行しており、これらの制度の活用を図ることが必要です」とありますが、玉村町自治基本条例は単に「制度」を定めた一般条例ではありません。再掲しますが、玉村町自治基本条例が玉村町のまちづくりにおける基本原理・理念を宣言した最高規範であることを念頭に第5次総合計画を策定すべきだと考えます。</p>	
--	---	--